

1. 開会	
深浦会長	<p>定刻より若干早うございますけれども、出席予定の方が全員お揃いということですので、ただ今から、「令和5年度第2回長崎地方最低賃金審議会」を開きたいと思えます。</p> <p>まず委員の出欠状況につきまして事務局から報告をお願いします。</p>
木場補佐	<p>現在、委員総数15名のうち、公益5名、労側5名、使側4名、合計14名の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づき、審議会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
深浦会長	<p>改めまして、本日は皆様暑い中、また、ご多忙の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>さて、本日は、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、長崎労働局長からの諮問を受けることとしております。</p> <p>また、7月28日に中央最低賃金審議会の目安答申が示されましたので、その内容の伝達をいたします。</p> <p>さらに、本日、最低賃金法第25条第5項の規定に基づく参考人の意見聴取につきまして、「長崎県労働組合総連合」から意見書の提出、並びに審議会の場での意見陳述の要望がなされましたので、第1回本審で検討しましたとおり、その必要があるものとして、意見聴取の場を設けることといたしました。</p> <p>審議会の公開につきましては、運営規定第6条第1項の但し書きで「個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」とされておりますけれども、今回の参考人聴取につきましては、参考人の方から「公開しても構わない」というご意見をいただいております。</p> <p>従いまして、参考人意見聴取につきましては、会長判断として、公開といたします。</p> <p>参考人意見聴取を行った後に、7月18日に実施いたしました事業場実地視察の結果報告を公労使の各代表委員から行っていただくこととしておりますけれども、この報告の内容に視察事業場にかかる機微な情報が含まれていると判断されますので、「事業場実地視察結果報告」の議題につきましては、運営規程第6条第1項但し書きの規定に基づき「非公開」の取扱いとさせていただきます。</p> <p>本審議会の終了後、引き続き、第1回専門部会が開催されます。</p>

	<p>本日より、本格的な審議がスタートいたしますけれども、慎重かつ円滑な審議運営が出来ますように、また、全会一致の結論が得られますよう、皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の審議会の議事録の確認につきましては、公益委員は私、労働者側委員は種村委員を、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
木場補佐	<p>ただいま会長から説明がありましたとおり、議題（6）の「事業場実地視察結果報告」は非公開となりますので、議題（5）「参考人意見聴取について」の終了後、傍聴の方には退席をお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>退席された後、この本審終了後に開催される専門部会の傍聴をされる方は、6階会議室でお待ちいただくよう、ご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
深浦会長	<p>予定ではこれから議事に入っていくことになっておりますけれども、今般、中央最低賃金審議会の戎野会長代理よりビデオメッセージが届いておりますので、議事に入ります前に視聴いただきたいと思います。</p> <p>ビデオメッセージが届けられた趣旨等について簡単に事務局よりご説明ください。</p>
山本室長	<p>去る7月28日、中央最低賃金審議会において、令和5年度地域別最低賃金審議会に係る改正の目安答申がなされました。</p> <p>この目安については、中央最低賃金審議会が令和5年4月6日にとりまとめた「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを中央最低賃金審議会の事務局に対し要望がなされたことを踏まえまして、目安の位置づけや目安を示した考え方のポイントを地方最低賃金審議会の委員に直接伝達することを目的として中央最低賃金審議会会長代理によるメッセージが撮影されたものとなっております。</p> <p>目安の詳細につきましては、後程議題「(3) 中央最低賃金審議会の目安答申について」において改めてご説明いたしますが、お手元の資料番号1 中央最低賃金審議会目安答申を参考にしながらビデオメッセージのご視聴をお願いしたいと思います。</p> <p>なお、放映時間は約13分程度になりますので、よろしくお願いいたします。</p>
深浦会長	<p>はい。</p>

中央最低賃金 審議会 戎野会長代理	<p>ということでございますのでビデオメッセージをご視聴ください。</p> <p><中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージを放映> 中央最低賃金審議会の戎野と申します。</p> <p>令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。</p> <p>本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話申し上げたいと思います。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>1点目はこのビデオメッセージの趣旨です。</p> <p>令和5年4月6日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。</p> <p>これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴いただく場を設けることとなった次第です。</p> <p>視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。</p> <p>2点目は、目安の位置付けです。</p> <p>目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。</p> <p>従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。</p>
-------------------------	---

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年が目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。

まず、「賃金」についてです。

連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第4表①②の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。継続労働者に限定した第4表③は2.5%でありました。

次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。

しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、2極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、「労働者の生計費」についてです。ここは少し詳しく申し上げたいと思います。消費者物価指数については、昨年改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準でありました。

直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にありますが、しかしながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられております。「総合」では、6月は1%ポイント押し下げら

れているという試算が出ております。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年度は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめておりますので参照していただきたいと思います。また、これまで目安に関する小委員会で提示いたしました資料については、地域別のもも含まれておりますので、適宜参照いただければと思います。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいのご意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。

具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企

業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点の規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。

これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであります。地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを

<p>深浦会長</p>	<p>期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。</p> <p>以上です。どうもありがとうございました。</p> <p>以上のおりでございます。</p> <p>今後の審議の中で参考になる点がございましたら、その都度手を挙げていただければと思っております。</p>
<p>2. 議題 (1) 長崎県 特定最低賃 金の改正決 定の必要性 の有無につ いて(諮問)</p>	
<p>深浦会長</p>	<p>では、早速議題に入ります。</p> <p>議題（1）の「長崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」、これを事務局から、改正の申出内容等の説明をお願いいたします。</p>
<p>山本室長</p>	<p>長崎県におきましては、ご承知のとおり「はん用機械器具、生産用機械器具製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、及び「船舶製造・修理業、船用機関製造業」の3業種につきまして、特定最低賃金が設定されております。</p> <p>本年度におきましても、最低賃金法第15条第1項の規定に基づきまして、3業種それぞれの関係労働組合から、特定最低賃金の改正の申出が労働局長あてになされたところです。</p> <p>申出書の内容につきましては、資料の27ページから31ページまでの資料番号2-1、2-2、2-3に添付しているとおりでございます。</p> <p>改正の申出につきましては、3業種いずれも要件を満たしていることを確認いたしまして、受理いたしましたことを報告申し上げます。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>ただ今、事務局から、3業種とも要件を満たしているとの説明がございましたけれども、何かご質問等ございますでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p><質問等なし></p>

深浦会長	<p>特にないようでしたら、特定最低賃金の改正の申出についての要件を確認しましたので、労働局長から改正決定の必要性の有無につきまして、諮問を受けることといたします。</p> <p>事務局、お願いします。</p>
山本室長	<p>それでは、ただ今から、労働局長より諮問させていただきます。</p> <p>会長と局長は、中央のほうにお願いいたします。</p> <p><会長と局長が中央に移動> <局長が諮問文を読み上げ></p>
小城局長	<p>長崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）</p> <p>令和5年7月3日付けをもって、申出代表者「日本基幹産業労働組合連合会長崎県本部委員長 中川俊紀 様」から、「長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金」及び「長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」について、また、同年7月3日付けをもって、申出代表者「全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 西九州地方協議会長崎地域協議会議長 長田徳幸様」から、「長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定に基づく、改正決定に関する申し出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求めます。</p> <p>長崎労働局長 小城 英樹</p> <p><局長より会長へ諮問文を手交></p>
山本室長	<p>ただ今、諮問させていただきました「諮問文」の写しを、皆様のお手元にお配りしますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p><諮問文の写しを各委員に配付></p>
深浦会長	<p>ただ今、諮問を受けましたので、特定最低賃金3業種に係る改正決定の必要性の有無につきまして、審議を行うこととなります。</p> <p>すでに第1回本審のほうで「特定最低賃金の改正の必要性の有無については、関係労使の意見を十分考慮した上で審議を行い、本審議会において全会一致の決議に至るよう努める。」との申し合わせを行っておりますので、しっかり議論を深める必要がございます。</p> <p>具体的には、地域別最低賃金が結審をした後の本審において、改めて</p>

	<p>審議することにいたしますが、その審議日程につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
山本室長	<p>特定最低賃金の改正の必要性の審議につきましては、時間を確保し、充実した審議を尽くしていただくため、8月28日に予定しています第4回本審において参考人意見聴取を実施し、必要性の審議を行ったうえで、続く第5回本審で引き続き審議のうえ、答申いただく予定にしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
深浦会長	<p>今のご説明のように、充実した審議を尽くそうということで、第4回本審、これが8月28日に予定されておりますけれども、そこで参考人意見聴取し、必要性審議を行ったうえで、続く第5回本審におきまして引き続き議論をして答申をするといった手順を踏むという案でございますけど、いかがでしょうか。</p> <p>異議はございませんか。</p>
各委員	<p><異議なし></p>
深浦会長	<p>それでは先ほどの説明のとおり、特定最低賃金3業種に係る改正決定の必要性の審議時間の確保につきましては、事務局に調整をお願いいたしまして、十分な審議を尽くしたうえで第5回本審において答申を行うこととさせていただきます。</p>
(2) 長崎県最低賃金専門部会委員の任命、及び今後の審議日程について	
深浦会長	<p>それでは続きまして、議題(2)の「長崎県最低賃金専門部会委員の任命について」、事務局から説明をお願いします。</p>
山本室長	<p>資料といたしましては、資料33ページ、資料番号3に令和5年度の専門部会委員名簿を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>長崎地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者につきましては、7月3日から7月21日まで推薦公示を行いまして、労働者側団体から3名、使用者側団体から3名の推薦があり、名簿に記載しておりますとおり、公・</p>

	<p>労・使各3名ずつ、合計9名の委員の皆様方につきまして、長崎労働局長から任命をさせていただいたところでございます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>専門部会委員の皆様には、辞令を机上に配付しておりますので、ご確認いただければと思います。</p> <p>ところで、審議会令第6条第7項の規定に「専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されております。</p> <p>専門部会開催後、本審を開催することができますと、その際に廃止の審議を行うこともできますけれども、専門部会で結審し、引き続き本審で答申となった後に、異議の申し出がなされなかった場合は、本審を開催する必要がなくなりますので、本審での廃止の審議ができないこととなります。</p> <p>従いまして、専門部会の廃止の取扱いにつきましても、事前にご審議をお願いしたいと存じます。</p>
深浦会長	<p>地域別最低賃金に関しましては、ただ今、報告されました専門部会委員により審議を行うこととなりますので、委員の皆様、ご協力方よろしくお願いいたします。</p> <p>それから専門部会の廃止につきましてですけど、異議の申し出がなかった場合は、異議審に関する本審は開催されないということになりますので、専門部会につきましては、その異議申出に対する対応が終了した所で廃止をすること、わざわざ別途そのためだけに本審を開くということは避けまして、異議の対応が終了したタイミングで廃止をすることについて、あらかじめ議決しておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p><異議なし></p>
深浦会長	<p>それでは、そのように異議申出に対する対応が終了した時点で廃止をするということといたします。</p> <p>では引き続き「今後の審議日程について」事務局から説明をお願いします。</p>
山本室長	<p>今後の審議日程について、説明いたします。</p> <p>本日、この審議会に引き続きまして、第1回目の長崎県最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>第2回専門部会は、8月4日9時から、第3回専門部会は10日9時か</p>

	<p>ら開催する予定としております。</p> <p>開催場所は、何れもこの8階会議室を予定しております。</p> <p>また、10日の専門部会で結論を得られた場合は、速やかに、第3回の本審を開催いたしまして、答申をいただきたいと思っておりますので、8月4日開催の第2回専門部会での審議状況につきましては、本審の委員の皆様へ情報提供を行い、第3回本審の開催時間等について調整を行わせていただきたいと思いますので、委員の皆様におかれましては、ご協力のほう、お願いしたいと思います。</p> <p>なお、10日の専門部会において結論が得られなかった場合は、その後で予定しております、第3回の本審は開催できないこととなりますので、8月17日18時から専門部会を開催し、結論が出た後に当日第3回の本審を開催したいと考えております。</p>
深浦会長	<p>説明がございましたとおりでございます。</p> <p>この点について、ご質問ございますでしょうか。</p>
各委員	<p><質問等なし></p>
深浦会長	<p>ということで、専門部会を本日と4日、10日と予定しておりまして、言われましたように、そこで結審しないと17日ということになり、非常に時間的にも大変なことになります。</p> <p>是非10日で結審できるように、委員の皆様方のご協力をお願いしたいと思います。</p>
峯下委員	<p>はい、使用者側の峯下です。</p> <p>今回の予備日を設定するのに、ずいぶん苦勞をされたと聞いております。</p> <p>来年度、何か工夫されたほうがよろしいかと思っております。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
<p>(3) 中央最低賃金審議会 の目安答申について 深浦会長</p>	<p>では続きまして、議題(3)の「中央最低賃金審議会が目安答申について」、事務局から説明をお願いいたします。</p>

山本室長

それでは、目安答申について伝達いたします。

最低賃金の引上げの目安額につきましては、既に、報道等から、ご承知のことと存じますが、今年度の引上げの目安額につきましては、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円、全国加重平均の引上げ率に換算しますと4.3%という結果で取りまとめられております。

ちなみに、長崎県はCランク39円で引き上げ率に換算すると4.57%になっております。

中央最低賃金審議会での審議の経過についてですが、6月30日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会会長に目安額の諮問がなされた後、目安小委員会で目安についての審議が行われております。

第4回目安小委員会は7月26日、13時から開催され、深夜まで審議が行われていますが、結論に至らないまま、終了となっております。

その後、7月28日、10時から第5回目安小委員会で協議が開催され、同日18時頃に小委員会報告が取りまとめられました。

その後、同日18時20分頃から、中央最低賃金審議会の総会へ目安小委員会報告が提示され、審議の上、中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣に対して、「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について」答申がなされました。

皆様のお手元にお配りしております資料1ページ、資料番号1「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」をご覧ください。

令和5年6月30日に諮問のあった令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申するという事で1から7まで項目がございます。

1 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につながる取組を継続的に実施するように政府に対し要望する。

5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助

成金を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性のある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

6 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

7 価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

以上、7項目となります。

続きまして、先ほど読み上げました、地方最低賃金審議会に提示する、公益委員見解（別紙1）、及び小委員会報告（別紙2）につきまして説明いたします。

1枚めくっていただきますと、別紙1としまして、「公益委員見解」が示されております。

まず、1としまして、「令和5年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の見安」が、ランク別の一覧表に示されており、先ほど申し上げましたけれども、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となっております。

続きまして2の（1）において「目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告で「最低賃金法第9条第2項の3

要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえまして、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。」と述べたうえで、

ア 賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は連合の集計結果では、全体で3.58%、中小でも3.23%となっており、30年ぶりに高い水準となっている。経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、大手企業で3.91%、中小企業では2.94%となっている。賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は、2.1%と平成14年以降最大であった昨年度の結果（1.5%）を上回っている。継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率は、2.5%とこれも昨年の結果（2.1%）を上回った。

イ 通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益（売上高経常利益率）については、令和3年は6.3%、令和4年は6.6%と安定しており、また、業況判断DIを見ても、日銀短観や中小企業景況調査では、昨年からさらに改善が見られる。

しかしながら、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁はいまだ不十分な状況にある。

コスト上昇分のうち高い割合を価格転嫁できたとする企業割合が増加し、転嫁状況は一部で好転する一方、「全く転嫁できない」等とする企業の割合も増加しており、二極化が進行している。

賃金改定状況調査の第4表における結果と春季賃金妥結状況の結果と一定程度差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計調査における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

ウ 労働者の生計費については、消費者物価指数を見ると、昨年の改訂後の最低賃金が発効した10月から今年の6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金引上げ率（3.3%）を上回る水準となった。今後さらに価格転嫁が進んだ場合に

は、さらに消費者物価指数の上昇もありうる。消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっていると考えられる。

この消費者物価指数と最低賃金の引き上げ率に関しましては、中央最低賃金審議会において重視された項目になります。

エ 各ランクの引上げ額の目安については、

① 賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果は30年ぶりに高い水準となっていることに加え、今年度の賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は、平成14年度以降最大であり、男女計及び一般・パート計において全てのランクで初めて2%以上となった。

② 中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保するために重要な価格転嫁状況は、二極化が進行していること、エネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないことから賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性があり、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

しかしながら、

③ 最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価指数を一定程度上回る水準であることが必要である。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であることから、昨年の改定後の最低賃金が発効した10月から今年の6月までの消費者物価指数の対前年比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えられるとされ、これらを総合的に勘案し、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる。

また、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増も一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えられる、とされております。

また、オ 政府に対する要望については、「地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対して要望する。

2つ目といたしまして「業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性のある支援の拡充を強く要望する。」

	<p>3つ目といたしまして「中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むとともに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。」が「政府に対する要望」として述べられています。</p> <p>カ 地方最低賃金審議会への期待等については、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまでの取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることに配慮いただきたいと考える。</p> <p>(2)には、生活保護水準と最低賃金との比較結果について示されています。</p> <p>次に、資料23ページ、別紙2「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」ですけれども、この中で2として「労働者側見解」、3として「使用者側見解」、4として「意見の不一致」、5として「公益委員見解及びその取扱い」が示されています。</p> <p>以上が、目安答申の概要でございます。</p>
深浦会長	<p>ただ今の、中央最低賃金審議会の目安答申等についての伝達ございました。</p> <p>何かご質問等はございますでしょうか。</p>
各委員	<p><質問等なし></p>
深浦会長	<p>それでは、具体的な金額審議につきましては、専門部会の場において、議論を深めて参りたいと存じますので、よろしく願いいたします。</p>
(4)「令和5年賃金改定状況調査結果」等提出資料について 深浦会長	<p>本日は、「令和5年度第2回中央最低賃金審議会目安に関する小委員会」において提出されました「令和5年賃金改定状況調査結果」ほか多くの資料が提出されていますので、この資料について事務局から説明をお願いいたします。</p>
山本室長	<p>それでは、資料の説明をいたします。</p>

資料 35 ページ、資料番号 4 は 7 月 12 日に開催された「第 2 回目安に関する小委員会」におきまして厚生労働省から提出された「令和 5 年賃金改定状況調査結果」でございます。

この資料 40 ページ、「第 4 表①」をご覧ください。

ここに労働者の 1 時間当たり賃金額について、前年 6 月 1 日と当年 6 月 1 日を比較した賃金上昇率が出ています。

表の左上にある「男女計」の C ランクの賃金上昇率を見ますと、令和 4 年の 2.0% に対して令和 5 年は 2.1% となっております。

資料 47 ページ、資料番号 5 をご覧ください。

生活保護と最低賃金の比較についてです。

48 ページ目に生活保護水準と最低賃金額との関係を示したグラフで、ともに令和 3 年度のデータに基づくものになります。

波線の三角は生活保護水準、実線でひし形のもの最低賃金額を示しています。

全ての都道府県において最低賃金が生活保護水準を上回っているという状況になります。

続いて 49 ページですが、こちらは 48 ページの最低賃金のグラフを令和 4 年度のものに更新したものになります。

こちらも同様に、全ての都道府県において最低賃金が生活保護水準を上回っています。

資料 51 ページ、資料番号 6、こちらは、「地域別最低賃金額、未満率及び影響率」の資料になります。

表の D ランクを見ていただきますと、表の一番右、令和 4 年度の未満率は 1.7%、影響率は 19.4% となっております。

52 ページのグラフは、都道府県ごとの未満率、影響率が示された折れ線グラフとなっております。

53 ページのグラフは、「賃金構造基本統計調査特別集計」に基づき事業所規模 5 人以上の民営事業所を対象としたものとなっており、全国加重平均の未満率は 2.3%、同じく全国加重平均の影響率は 6.9% となっております。

資料 55 ページ、資料番号 7 は、「賃金分布に関する資料」で C ランクのみを抜粋した資料になります。

資料 69 ページ、資料番号 8 は、「最新の経済指標の動向」、資料 117 ページ、資料番号 9 は、第 1 回「目安に関する小委員会における委員からの追加要望資料」になります。

資料 133 ページ、資料番号 10 は「足下の経済状況等に関する補足資料」第 1 回目安に関する小委員会において提出された資料ですが、更新部分のみ抜粋して再提出されております。

<p>深浦会長</p> <p>各委員</p> <p>(5) 参考人 意見聴取に ついて 深浦会長</p>	<p>資料139ページ、資料番号11は「主要統計資料」、同様に第1回目安に関する小委員会において提出された資料ですが、更新部分のみ抜粋して再提出された資料になります。</p> <p>以上資料4～11は、中央最低賃金審議会の第2回目安小委員会での資料となっております。</p> <p>資料149ページ、資料番号12から資料番号13は、中央最低賃金審議会の第3回目安小委員会での資料となっております更新部分のみの抜粋でございます。</p> <p>同じく資料155ページ、資料番号14から資料番号16についても、中央最低賃金審議会委員からの追加要望資料及び中央最低賃金審議会第4回目安小委員会での資料となっております。</p> <p>資料167ページ、資料番号17は、令和5年7月21日付け、日本銀行長崎支店の「長崎県の金融経済概況（2023年7月）」、資料179ページ、資料番号18は、7月3日付け、日本銀行長崎支店の「短観」となっております。</p> <p>資料189ページ、資料番号19は、令和5年7月26日付け、財務省福岡財務支局長崎財務事務所が発表しております「長崎県内経済情勢報告（令和5年7月）」資料193ページ、資料番号20は、長崎県県民生活環境部統計課の「長崎県の賃金・雇用の動き（令和5年5月分）」、資料215ページ、資料番号21は、当局職業安定部が発表しております「長崎県の雇用失業情勢（令和5年6月）」資料247ページ、資料番号22は、人事院が公表しています2022年4月における全国及び九州の世帯人員数別標準生計費から作成した長崎市と全国及び主要都市とを世帯人員別に比較した標準生計費のグラフでございます。</p> <p>資料については以上でございます。</p> <p>ただ今、事務局から資料についての説明がございましたけれども、この資料について、何かご意見、ご質問等はございますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p><意見・質問等なし></p> <p>それでは次の議題に入ります。</p> <p>「(5) 参考人意見聴取について」でございます。</p> <p>意見聴取の方法等につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
--	--

木場補佐	<p>「参考人意見聴取」につきまして、説明させていただきます。</p> <p>資料としまして、「参考人意見聴取一覧表」をお配りしておりますので、ご覧ください。</p> <p>本日は、長崎県労働組合総連合の傘下にある生活協同組合ララコープ労働組合執行委員、永吉節子様を参考人としてお招きしまして、長崎県最低賃金に関するご意見をいただく予定にしております。</p> <p>意見聴取にかかる所要時間は、20分程度を予定しております。</p> <p>最初の10分程度で意見を述べていただき、その後、10分程度、委員の皆様との質疑応答という形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
深浦会長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたように、時間の制約もございますので、円滑な進行に、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、永吉さんのご案内をお願いいたします。</p> <p><参考人着席></p>
深浦会長	<p>それでは、意見聴取を行いたいと思っております。</p> <p>永吉様、本日お忙しいところご出席くださいましてありがとうございます。</p> <p>それでは20分ほど時間がございますので、意見陳述をお願いします。</p>
永吉参考人	<p>私は生活労働組合ララコープで働くパート従業員の永吉と申します。</p> <p>ララコープの労働組合で執行委員をしております。</p> <p>本日は最低賃金を審議される委員の皆様、「普通に生活するために最低賃金を大幅に上げてほしい」ということと、その「最低賃金が全国一律となるように働きかけていただきたい」ということをお伝えするためにやって参りました。</p> <p>まずは、ララコープについて、ご存じかと思いますが、ララコープは主に宅配事業と店舗事業を行っております生活協同組合です。</p> <p>従業員は1,257名の内、正規職員が275名、残り982名が非正規で働くパートやアルバイト等で従業員全体の3/4を占めております。</p> <p>配偶者の扶養の範囲で働く主婦はもちろん、ひとり親で子育てをしながら働く若い方々や、正社員の職業を探しながら働く青年など、パートの構成は様々です。</p> <p>そしてその、パートの賃金はトラックで配達をするパートを除いて多くが時給890円で働いています。</p> <p>ララコープ労働組合が加盟する全国生協労働組合連合会を略して生協</p>

労連といいますが、昨年行った生活実感アンケートの結果について一部を紹介します。

「暮らし向きについて」の問いに対して、2015年以降は昨年まで改善傾向にありましたが、「苦しくなった」と答えた比率が54%から59%に増加しました。

また、家庭の中で特に負担に感じる支出として水道光熱費をあげる人が一昨年の13.7%から28.1%へと倍増し、食費も34.6%から41.4%へと急増しました。

一方、年収については厳しい生活実態にもかかわらず、大きな変化はなく「変わらない」が47.9%と多数であります。また、「年収が減った」との回答も22.6%で「増えた」という回答の22.0%を上回っています。

また「あなたの家庭で月にいくら必要ですか」という問いに対して、ララコープのパートの平均金額は51,571円という集計結果、今の収入では圧倒的に足りないという暮らしの実態が浮き彫りになりました。

このように物価高の中、収入も増えず、厳しい暮らしを強いられているパート労働者にとって、最低賃金の意味合いと動向はとても重要です。

特に、低賃金労働者だけで家庭を支える非正規世帯が増えている中で、家計補助的なパート労働の時間給を前提とした今の最低賃金の考え方を改めていただき、独立した個人が働く生活するうえで、人たるに値する暮らしが出来る賃金なのかということを前提に審議をお願いしたいと思います。

先ほどお伝えしたララコープの890円の時給で1日8時間、一月22日働いて月給156,000円ちょっとになります。

長崎県の最低賃金は853円です。

1日8時間、一月22日働いて月給は150,000円です。

150,000円で自立した健康で文化的な暮らしはまず無理と断言していいでしょう。

5年前の2019年にララコープ労働組合も加盟する長崎県労連の行った最低生計費試算調査で、長崎県で普通に生活するために、単身男性で月額224,792円、女性で229,036円必要という結果が出されました。

1か月の労働時間を150時間とすると時間給男性1,499円、女性1,529円になります。

憲法25条の精神や労働基準法の最低賃金からすると最低賃金のあるべき金額はこの調査結果の金額に限りなく近い金額であるべきと感じます。

パートで働く私たちにとって、時間給の金額が高くなれば高いほど楽な暮らしができます。

中小企業で働くパートの時間給は、多くが最低賃金に近い金額になり

ます。

最低賃金が上がることは、正社員の年に一度の定期昇給みたいなものです。

繰り返し言いますが、最低賃金を大幅に引上げていただけるよう、よろしく願いいたします。

毎年、パート労働告書という冊子を作っています。

この冊子には先ほど紹介した生協労連が春闘のための取り組みとして10年ほど前から発行しております。

生協で働くパート労働者の生活実感が赤裸々に語られています。

この中で記事を2つ紹介したいと思います。

「私は店舗に勤務する40代後半のパート職員、家族は社会人になった子ども1人と2人暮らしです。現在は店舗勤務で6時間、その他2つの仕事をしています。休日はきちんとあるのですが、その休日に他の仕事をいれているために、月3日位しか何も無い休みはありません。今生活費で負担が大きいのは家賃です。毎月毎月生活費に重くのしかかっています。引っ越しをしようと思っても、その引っ越し代さえ出せない状況です。とにかく今は将来のことを考えるのが不安です。その為に働けるうちに働いています。今のところはトリプルワークをしても大丈夫ですが、今後年を重ねていくにつけて働けるか不安で仕方ありません。その為にも少しの時間でも働いてお金を貯めたいと思います。パート職員から正規職員になって安定した給料を得たいと思っていますが、なかなかうまくいきません。せめて時給が1,300円、1,500円になれば少しでも余裕がある生活、老後が待っているかもしれません。」もう一つ紹介します。

「私は60代女性です。最近までパートで働いていましたが、定年で再雇用となりました。夫も再雇用で働いています。子どもは2人いますが、1人は正規職に就くこともできず、非正規雇用で働いています。今の給料では奨学金の返済もあり、生活費も十分ではないので、携帯代や保険代など学生の時から親が負担している分をまだ親が負担しています。夫と私が再雇用となったことで、収入の面でも世帯で約150万円減ってしまいました。私が勤める生協はパートも再雇用も同じ最低賃金ですが、一時金や手当などで大きく差が出ています。

年金もこれからどれくらい貰えるのか不安になります。年金のお知らせで確認しても夫婦2人でやっていくのがやっと生活できる金額にしかありません。お知らせの額も年によっては減っている場合もあり、将来への不安しかありません。パートで夫の扶養の範囲で働く方も多いと思いますが、私もその範囲で働いていました。子どもが大学生の時は収入が必要だったのでダブルワークで扶養を外れ、国民年金を受けています。

しかし3号でも1号でも貰える年金に差はありません。割り切れない思いをずっと抱えています。特に国民年金だけでは一人暮らしはまず無理だと思います。誰でもが普通に働いて普通に暮らせる社会の実現、当然のことなのに遠いと思ってしまう。そんな現状を考える一步は全国一律最低賃金制度の実現だと思っています。」

2人紹介しましたが、このパート労働者は生協労連のHPの最低賃金のサイトに掲載されていますので、是非ご覧になっていただけたらと思います。

それから、最低賃金の大幅な引上げと併せて、最低賃金が全国一律制度になることを強く希望します。

先に紹介した最低生計費調査では全国で取り組まれており、これまでに48,000人余りが参加し、全国どこの地域でも人間らしくまともな生活を営むためには月23万から25万円、時給に換算して1,500円から1,600円の賃金が必要という結果が出されています。

現在の最低賃金の地域格差は所得の格差となり、子どもの進学率や年収金額の格差にもつながっています。

賃金に地域間の格差がなくなれば全国どこで働いても賃金に差がないので安心して生まれ育った場所で働き生きていくことができます。

特に、人口流出が全国トップクラスの長崎など、人口流出や地方の過疎化を食い止めるためにも、最低賃金の地域間格差の是正を目指して最低賃金を大幅に引上げることをお願いいたします。

若い世代との話の中で、携帯の電卓機能を使いながら買い物をするという話を聞きます。

そして、こっちの品物が安いとか、あっちの店で買ったらよかったかなど些細なことで大きな後悔をすることがあるそうです。

値段を気にせず買い物してみたいとも話してくれました。

ここにいらっしゃる方々は、値段を気にせず買い物してみたいと思われたことはありますか。

一昨年位から食品の値段が急に上がってきました。

食用油や卵、マヨネーズ、生活必需品が次々に上がっていきます。

多分、それら商品の今の値段は2年前の2倍3倍に上がっているのではないかと感じています。

生活は苦しくなって、物価は上がっているのに、給料は増えないからです。

最後になりますが、改めて最低賃金の大幅な引上げと全国一律最低賃金制度をよろしくお願ひしたいと思います。

これで私の意見陳述を終わりたいと思います。

ご検討よろしくお願ひいたします。

深浦会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、若干時間を取りまして委員の方から永吉さんのほうに質問をさせていただきます。</p> <p>それでは委員の皆様方、今陳述いただきました内容につきまして、何かご質問があればご自由にご発言いただければと思います。</p> <p>何かございますか。</p>
種村委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>一点お伺いします、労働組合の執行委員ということで職場に労働組合があるということだと思えますが、今年の春闘の要求、そしてその結果を教えていただければと思います。</p>
永吉参考人	<p>正規職員は10,000円のベースアップ要求に3,000円の回答でした。</p> <p>パート職員は時給1,000円になるように要求をして30円の回答でした。</p>
種村委員	<p>はい、ありがとうございます。</p>
深浦会長	<p>その他、使側の皆さんは何かございますか。</p> <p>すみません、私から一点だけ、数字のことなんですが。</p> <p>今1,257名の方が働いておられて、その内982名ですか、これが非正規ということだったんですけど、永吉さんの感覚でいいんですけど、この982名の内、いわゆる単身の方とか、先ほどお話があった奥様お一人とか、そういう方って大体どのくらいいらっしゃいますか。</p>
永吉参考人	<p>正確にはわかりませんが、だいたい私がいる支所内で半数は若い人とシングルで働く方ですね。</p>
深浦会長	<p>感覚的には半分位の方。</p>
永吉参考人	<p>60名ちょっと居ますけど、そんな感じですかね。</p>
深浦会長	<p>だいたい半分位じゃないかということですね。</p>
永吉参考人	<p>ですかね。</p> <p>店舗の方は、扶養の範囲で働く主婦のパートさんが多いかなと思いますね。</p> <p>配達業務と店舗事業では全然、体力のある若い子が配達部門には居ま</p>

	すので、そういう感じですか。
深浦会長	そういう方が多いという感じ。
永吉参考人	はい。
深浦会長	公益委員何かございますか。
三浦委員	貴重な意見ありがとうございました。 目安額が39円ということで、去年の引上げ額を大きく超えてきているというところで事業所さんにも大きな影響があるのかなと思っていますが、この金額について何か永吉さんの意見とか、周りからこういう意見があったよというのがあれば教えてください。
永吉参考人	私は、先ほど春闘の質問にもあったんですけど、やはり私たちが普段生活していくには1,000円以上必要ではないだろうかと思っています。 その中でも、百歩譲って最低でも900円は春闘で勝ち取りたいなという思いはあったんですけど、中々その手前の890円で、この春闘は終わってしまったんですけど、890円を上回る最低賃金になると職場としては否応なく上げないといけないので、その辺を、やっぱりパート職員の賃金を上げる為には国の下支えというのはとても大切なことだと私は思っていますので、皆様によろしくお祈りしますという所で今日はお話ししました。
岩永委員	いいですか。 岩永です、どうぞよろしくお祈りします。 時間給890円ということですが、これは春闘で勝ち取った後の金額で890円ですか。
永吉参考人	春闘で勝ち取ったというか、要求額にはものすごく乖離があるんですけど、30円の時給アップというところで今年の春闘は終わっております。
岩永委員	ということは、今までは860円だったと。
永吉参考人	そうです。
深浦会長	その他いかがでしょうか。 それでは時間もございますので、他になければ永吉様からの意見聴取

永吉参考人	<p>につきましては、これで終了させていただきます。 永吉様、お忙しい中、ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p><永吉参考人退席></p>
深浦会長	<p>本日実施しました参考人意見聴取につきましては、今後の審議に参考にしていただければと思います。</p> <p>それから、長崎県労働組合総連合以外からも、要望書を受理しておりますので、それにつきまして説明をお願いします。</p>
山本室長	<p>それでは、長崎県労働組合総連合以外から提出されました要望書等につきまして紹介いたします。</p> <p>資料251 ページ、資料番号24です。</p> <p>「地域別最低賃金額の改定について（要望）」をご覧ください。</p> <p>この資料は、7月10日付けで、一般社団法人長崎県タクシー協会から提出された要望書になります。</p> <p>内容としましては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類になったが、令和2年2月以降のコロナ渦や急激な燃料価格の高騰等により、長崎県内における生活及び経済は計り知れない打撃を受けた。地域公共交通機関のタクシー事業においても、徐々に回復傾向にあるとはいえ、今なお厳しい経営状況にある。法人タクシー事業者のほとんどが中小零細企業であり、厳しい経営状況が続く中での最低賃金の急激な高騰は経営環境に与える影響が大きいと考えられる。タクシー事業者の現実的な賃金支払能力をよくよく考慮した上での審議が慎重に進められるように要望する。」というものでございます。</p> <p>また、長崎県産業労働部雇用労働政策課長から提出された「本県の最低賃金について」という文書を配付しております。</p> <p>資料253 ページ、資料番号25をご覧ください。</p> <p>内容としましては、「全国的に人材不足が企業経営に影響を与える中で、本県は、中小企業の割合が高く、賃金水準が全国下位にあることから、魅力ある雇用環境を整え、しっかりと人材を確保していくためにも最低賃金の引き上げが急務であり、また、急速な物価上昇等、生活を守る観点からも賃金引き上げが極めて重要である。」というものでございます。</p> <p>さらに、日本民主青年同盟長崎県委員会からも「最低賃金額の1500円への引き上げを求める要請書」が提出されています。</p>

<p>(6) 事業場 実地視察等 結果報告 深浦会長</p>	<p>資料 255 ページ、資料番号 26 になります。</p> <p>「長引く物価高騰で、国民の暮らしが深刻な状況になっており、とりわけ青年、学生の置かれた状況は深刻である。諸外国と比較しても日本は最低賃金が低いこと、地域間格差により地方の人口流出に拍車をかけていることから、要請項目として、</p> <ol style="list-style-type: none">1 最低賃金を時間額 1500 円に引き上げること。2 生計費原則にもとづく全国一律の制度とすること。3 最低賃金の大幅引き上げにあたっては、社会保険料の軽減など、赤字企業を含め賃金を引き上げられる環境を整えること。 <p>というものであります。</p> <p>これら要望書等につきましても、審議の参考としていただきますよう、お願いいたします。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>では、議題（6）の「事業場実地視察等結果報告」に移りたいと思います。</p> <p>【以下非公開】</p> <p><議題終了後></p> <p>それでは、本日予定しておりました議題は終了いたしましたので、これもちまして、本日の審議会は閉会とさせていただきます。</p> <p>引き続き、専門部会を開催しますので、専門部会委員の方はこの会議室にお残りください。</p> <p>お疲れ様でした。</p>